

運営規程

訪問看護ステーション桜が丘保養園

第1条 （目的及び運営方針）

第1項 目的

社会福祉法人石川福祉会が設置する「訪問看護ステーション桜が丘保養園（所在地：東広島市西条町寺家 5976 番地）以下「訪問看護ステーション」という」の人員及び運営管理に関する事項を定めることで、居宅において要支援あるいは要介護状態にある利用者（以下「利用者等」という）に対し、主治医と連携して訪問看護ステーションが提供する、訪問看護及び予防訪問看護サービス（以下「訪問看護等」という）を適切に提供することを目的とする。

第2項 運営方針

- 第1号 要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、介護を実施する。
- 第2号 居宅支援事業者と連携する。
- 第3号 事業の実施にあたっては関係機関と連携する。
- 第4号 要介護状態の軽減・悪化の防止に資するよう、（要支援者にあつては介護予防に資するよう）目標を設定し、計画的に行う

第2条 （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第1項 管理者：看護師

訪問看護ステーションの業務を一元的に統括し、従業者に必要な指示等を行う

第2項 従業者

保健師・看護師・准看護師 2.5 名以上（常勤換算 なお 1 名は管理者と兼務）

従業者の職務内容は以下のとおりとする

主治医意見書の指示に従い、居宅介護計画及び訪問看護計画に従い、訪問看護を提供する

第3条 （営業日及び営業時間）

営業日	月曜日 ～ 金曜日
営業時間	8：30 ～ 17：30
備考	緊急時の受付及び訪問は 24 時間 365 日
休業日	12 月 30 日～1 月 3 日

第4条 （訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額）

第1項 訪問看護の内容

要介護状態の軽減・悪化の防止に資するよう、（要支援者にあつては介護予防に資するよう）以下のことを行う「病状・障害・全身状態の観察」「清拭・洗髪等による清潔の保持」「食事及び排泄」「リハビリ、日常生活動作の訓練」「医療的なケア（傷や褥瘡の処置、点滴や医療機器の管理など）」「薬の飲み方と管理」「療養生活、看護・介護方法に関する助言」「終末期ケア」「かかりつけの医師等の指示による医療処置」

第2項 利用料

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

第3項 その他の費用

事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

第1号 エンジェルケア（介護保険適用外） ￥15,000－

第5条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

東広島市西条町

第6条 （緊急時等における対応方法）

訪問看護に当たる従業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

第7条 （虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第8条 （その他運営に関する重要事項）

事業者は、介護サービスにあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業者は、訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該訪問看護を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人石川福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。